

国際医療福祉大学那須セミナーハウス使用規程

(設置及び目的)

第1条 国際医療福祉大学（以下「本学」という。）学生のための研修・福利厚生施設として国際医療福祉大学那須セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）を置く。

(使用の範囲)

第2条 セミナーハウスは、次の各号に掲げる場合の使用に供する。

- 一 本学の学生が本学の教育課程により実施する演習・実習又は教育・研究を行う場合
- 二 本学の学生が企画する教育・研究又は社会貢献活動を行う場合
- 三 本学の学生が自然体験活動を行う場合
- 四 その他、特に学長が適当と認めた場合

(管理運営)

第3条 セミナーハウスに所長を置き、学生部長をもって充てる。

- 2 所長は、セミナーハウスの管理運営を掌理する。

(事務)

第4条 セミナーハウスに関する事務の総括は、大田原キャンパス事務部総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、セミナーハウスの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する